

政治分野 第2章. 日本国憲法の基本的性格

1. 日本国憲法の制定

【明治憲法下の政治】

1889.2.11 大日本帝国憲法 公布……君主が定めた憲法（欽定憲法）

{	天皇主権	{	帝国議会……天皇の立法権に「協賛」 国務各大臣（内閣）……天皇の統治権を「輔弼」 裁判所……「天皇の名において」司法権を行う 陸海軍を <u>統帥</u> する
	<u>臣民</u> の権利……	}	「法律ノ範囲内」に於いて認められる ＝法律でいくらかでも制限可能（ <u>法律の留保</u> ）

1925 治安維持法 制定……社会主義など弾圧

絶対主義的性格が強い、見かけだけの立憲主義（外見的立憲主義）

【日本国憲法の制定】

1945.8.15 ポツダム宣言 を受諾し敗戦



GHQ（連合軍総司令部） の マッカーサー 司令官による憲法改正指示
→松本烝治国務大臣の案（明治憲法の影響から抜け出していない）却下
→マッカーサー草案を提示して急がせる。

米以外の連合軍「極東委員会」は天皇廃止論が強いのにに対し、
アメリカは天皇制を維持したかったため

1946.4.10 民主選挙（20歳以上男女普通選挙）

→最後の帝国議会（衆議院・貴族院）、および枢密院で憲法審議
（明治憲法下の組織が、憲法を審議した）



1946年11月3日 日本国憲法 公布、1947年5月3日 施行

2. 日本国憲法の基本的性格

【日本国憲法の三大原理】

①. 国民主権 と象徴天皇制

憲法 第1章 天皇

第1条 天皇は、日本国の 象徴 であり日本国民統合の象徴であって、この地位は 主権 の存する日本国民の総意に基く。

※天皇の 国事行為

第6条 天皇は、国会 の指名に基いて、内閣総理大臣 を任命する。

② 天皇は、内閣 の指名に基いて、最高裁判所 の長たる裁判官を任命する。

第7条 天皇は、内閣 の助言と承認により、国民のために、左の 国事 に関する行為を行ふ。

法律などの公布、国会の召集、衆議院解散

国務大臣の認証、大赦など、栄典授与、その他の儀式

②. 基本的人権の尊重 ……憲法第3章 第10～40条

③. 平和主義 ……憲法第2章 第9条

【最高法規性】

第98条 この憲法は国の 最高法規 であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部または一部は、その効力を有しない。

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

【憲法改正のしくみ】

※ 硬性憲法 ……改正の手續きが厳しい憲法

第96条 衆参両議院の各々で総議員の 3分の2 以上の賛成→国民に発議
→ 国民投票 で過半数の賛成で改正

↑

2007年 国民投票法……国民投票のテーマは憲法改正に限定、18歳以上

2015年6月、公職選挙法改正……2016年参院選より「18歳以上」に投票権

3. 自由権

…国家権力からの自由。3つに分類される。

【①. 精神の自由】

第19条 思想 及び 良心 の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教 の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

(2) 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

(3) 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

→政教分離の原則…国家と宗教の結びつきを否定

政治家の“靖国神社参拝”は、これに違反する疑いがある。

第21条 集会、結社 及び 言論、出版 その他一切の 表現 の自由は、これを保障する。

(2) 検閲 は、これをしてはならない。通信 の秘密は、これを侵してはならない。

第23条 学問 の自由は、これを保障する。

【②. 人身の自由（身体の自由）】

第31条 何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。＝**適正手続きの保障**

→ 罪刑法定 主義…どのような行為が犯罪であり、どんな刑罰が科されるか、事前に明確に法律で定めておかななくてはならない。

第32条 何人も、裁判所において**裁判を受ける権利**を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯 として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する 令状 によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに 弁護人 に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。(後略)

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品については、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する 令状 がなければ、侵されない。

② 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による 拷問 及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、**公平な裁判所の迅速な公開裁判**を受ける権利を有する。

- ② 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。
- ③ 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する**弁護人**を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、**国でこれを附する**。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。【 = **黙秘権** 】

- ② 強制、拷問若しくは脅迫による 自白 又は長く抑留若しくは拘禁された後の 自白 は、これを証拠とすることができない。
- ③ 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつて行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。【 **遡及刑罰の禁止、一事不再理** 】

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。【 **刑事補償請求権** 】

明治憲法下では、人権が「法律の範囲内で」しか認められなかったため **治安警察法（1900）、治安維持法（1925）** などによって、相当制限されてしまった。日本国憲法では、特に人身の自由について、細かく具体的に定め、法律では簡単に制限できないようになっている。自白強要に頼った古い捜査で、無実の罪をきせられ（= **冤罪**）、死刑判決を受け、長く獄中から再審請求をし、再審の結果無罪判決を勝ち取った例もある。

※「死刑」が「残虐な刑罰」に該当するかどうか？
死刑廃止条約（1989年採択、1991年発効）を日本は批准していない。

③. 経済の自由

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転 及び 職業選択 の自由を有する。

第29条 財産権 は、これを侵してはならない。

- (2) 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- (3) 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

※「居住・移転」と「職業選択」の自由がセットになっているのは、
どういう歴史的経緯があるからだろうか？

4. 平等権

【平等権の保障】

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- ② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

【社会の中の様々な差別】

①. 女性差別

日本が名実ともに男尊女卑の国になったのは、明治時代からである。

大日本帝国憲法下の民法では、「家」制度というものがあつた。「家長（戸主）」が、家族・婚姻に関することに決定権をもっており、相続も「家督相続」＝家の監督権全権を嫡子が相続する、というものであつた。その中で女性の地位が、従属的なものにおとしめられていたわけである。

日本国憲法第 24 条の規定にもかかわらず、現在も結婚式の際などで「家」制度の考え方が強く残っている。憲法が変わっても、人々の意識が変わらなければ社会は変わらない。

1985 年 男女雇用機会均等法 制定（翌年施行）

→これにより、女子差別撤廃条約（1979 年国連総会採択）を批准できた

1999 年 男女共同参画社会基本法 制定

※依然として、社会的・文化的に作られた性差（ジェンダー）による男女の固定的な役割分担と差別は解消されていない。

②. 門地による差別

単なる身分だけでなく、それともなう居住地区・職業の限定
インドのカースト制度がその最も典型的な例

部落差別の問題……日本における門地による差別の典型

江戸時代の「えた・非人」と称する“賤民”とされた人々が、明治時代に

「平民」に編入されたにもかかわらず、依然として「新平民」などと差別され続けた問題。彼らの居住区として限定された地域を「部落」という。

↓

1922 年 全国水平社 結成……部落解放運動

1962 年 同和対策審議会答申……「同和政策」＝部落差別解消政策

③. 民族差別・外国人差別

(1). アイヌ

アイヌは、かつては東北地方北部から北海道、サハリン（樺太）、千島列島に及ぶ広い地域に先住していた。‘アイヌ’とは「人間」という意味の単語である。

1899年 北海道旧土人保護法

明治政府は北海道開拓をすすめる一方、この法律によって、アイヌの人々の土地所有権などを制限し、アイヌ語の教育なども禁止した。

アイヌは、伝統的な生活や生産手段を失い、苦しい生活を強いられてきた。

1997年 アイヌ文化振興法制定、旧土人法の廃止

1973年に着工し1997年に完成した二風谷ダムは、彼らの神様が下りてくる谷として神聖な場所であった二風谷（にぶだに）に建設された。

それに反対する訴訟から、新しい法律の制定に結びついた。

とはいうものの、現在、アイヌ語を話せるアイヌ人は皆無といってよい状態であり、事実上アイヌ文化の壊滅の状況は回復不能というべきである。

(2). 在日韓国人・朝鮮人への差別

1910年から1945年敗戦まで、日本が朝鮮半島を植民地支配していたことに起因する。1923年の関東大震災の際に、大火事が発生したのは朝鮮人が火を付けたからである、というデマから、民間レベルでの朝鮮人に対するリンチ・虐殺がおこったこともある。

21世紀の現在においても、都知事選挙立候補者が在日韓国・朝鮮人に対する**ヘイトスピーチ**を選挙演説として行う、などという状況がある。

(3). 障がい者への差別

1993年 障害者基本法 制定……障がい者の自立と社会参加を支援する

1996年 「らい予防法」（1907制定）の廃止

長年にわたるハンセン病患者の隔離は、差別偏見に基づくもので医学的根拠はなかった、として裁判でも国が敗訴し損害賠償が命じられた。

2016年 相模原の障がい者施設における大量殺人事件発生

この犯人は、ナチス=ドイツに共通する「障がい者は抹殺すべし」という考え方を持っていたことがわかっている。

※ ナチス=ドイツ

ユダヤ民族に対する虐殺より前に、精神病患者の虐殺を行っていた。

5. 社会権と参政権・請求権

【社会権】 ……生存権(25条)、教育を受ける権利、勤労権・労働三権

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。(②省略)

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。(②省略)

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。(②③省略)

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。
＝労働三権

※ 労働基本権＝勤労の権利＋労働三権

※ 労働三法…労働基準法、労働組合法、労働関係調整法

【参政権】

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

最高裁判所裁判官の国民審査 (第79条)、憲法改正の国民投票 (第96条)

【請求権】

第16条 【請願権】

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 【国家賠償請求権】

何人も、公務員の不正行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第40条 【刑事補償請求権】

何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

【国民の義務】

第26条②……保護する子女に普通教育を受けさせる義務

第27条 ……勤労の義務

第30条 ……納税の義務

7. 人権の広がりと公共の福祉

【人権に関する基本原則】

- 第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、**侵すことのできない永久の権利**として、現在及び将来の国民に与えられる。
- 第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の**不断の努力**によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを**濫用**してはならないのであって、常に**公共の福祉**のためにこれを利用する責任を負ふ。
- 第13条 すべて国民は、**個人**として尊重される。**生命、自由及び幸福追求**に対する国民の権利については、**公共の福祉に反しない限り**、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

※**公共の福祉**……自分と同じく他人にも主張する権利がある、と互いに考慮すること。

⇔ 政府が上から「公の秩序」という概念で国民を管理することとは違う。
(立憲主義＝憲法は政府の権力を制限するためのものだから)

6. 新しい人権

【環境権】

高度経済成長の中で「**公害**」が問題に → 1967年 **公害対策基本法**制定
四大公害訴訟……いずれも原告勝訴

水俣病(熊本)、新潟水俣病、イタイイタイ病(富山)、四日市ぜんそく(三重)

日照権、文化的環境・景観を守る権利なども

【プライバシーの権利】

1999年 **住民基本台帳ネットワーク**、稼働開始

2003年 **個人情報保護法**

2015年 **マイナンバー制度**……徴税・社会保障などについての個人情報を一元管理

住基ネット・マイナンバー制とも、個人情報の一括漏洩のおそれあり

【知る権利】

1999年 **情報公開法**……政府の説明責任(**アカウンタビリティ**)を定めているが国民の「知る権利」については明記していない。

2013年、**特定秘密保護法**(防衛・外交などについて情報公開を制限)
→情報公開の流れに逆行する

【自己決定権】

医療現場における「**インフォームド・コンセント**」など

8. 平和主義とわが国の安全

【平和主義の確立】

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、
国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、
国際紛争を解決する手段としては、**永久にこれを放棄する**。

- ② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の**戦力**は、これを**保持しない**。
国の交戦権は、これを**認めない**。

※ 1946年憲法制定の帝国議会での吉田首相の答弁

「近年の戦争は多く自衛権のもとで行われた」と言い、明確に自衛権も否定

【防衛力の増強】

1949 中華人民共和国建国、1950-53 朝鮮戦争 → アメリカの日本占領政策の転換

1950 警察予備隊 → 1952 保安隊

1954 自衛隊、防衛庁設置→現・防衛省

※ シビリアン・コントロール（文民統制）の原則

軍は軍人でない人（＝文民）によって統制されなくてはならない。

民主国家における軍隊の原則。軍の暴走が戦争の原因であったことへの反省から

憲法第66条 内閣総理大臣その他の国务大臣は文民でなければならない。

自衛隊の最高指揮権は内閣総理大臣、直接監督は防衛大臣

【日米安保体制】

1951 サンフランシスコ平和条約（戦後占領終結・独立回復）調印の同日、

日米安全保障条約締結 →引き続き国内に米軍基地存続

1960 安保条約改訂に対して、国民的反対運動（**60年安保**）

1978 日米防衛協力のための指針（ガイドライン）

→米軍・自衛隊の共同演習実施

在日米軍駐留経費の一部を日本が負担（思いやり予算）

※ 非核三原則

世界唯一の被爆国として、核兵器を「もたず、つくらず、もちこませず」

1971年 沖縄返還の付帯決議として国会決議

→1974年、佐藤栄作ノーベル平和賞（のちに「ノーベル賞委員会が犯した最大の誤り」と評される）

しかし

2009 沖縄に核が持ち込まれていたことが判明

2010 米軍の沖縄への核持ち込みの「密約」があったことを外務省が認める

9. こんにちの防衛問題

【自衛隊の海外派遣と安保体制の変容】

自衛隊は「**専守防衛**」……長い間、海外出動は許されなかった。

しかし、1991年の湾岸戦争後、「国際貢献」などという名目が持ち出され、

ペルシャ湾に海上自衛隊を機雷除去に派遣

「我が国船舶の航行の安全を確保する」ため

=公海上の作業であり、自衛隊法の枠内として命令発動

1992 PKO協力法 成立 (PKO = 国連の 平和維持活動)

カンボジアでのPKOに際して可決。

1999 周辺事態法 成立

「日本周辺地域における事態で日本の安全に重大な影響を与える事態」に対処

【戦地への自衛隊派遣】

2001年9月11日 米国同時多発テロ

→米国がアフガニスタン空爆 → テロ対策特別措置法(2001)

2003年～ 米国がイラク戦争開始 → イラク復興支援特別措置法(2003)

いずれも「時限立法」により、自衛隊を米国支援のために国外派遣

【有事法制の整備】

2003 武力攻撃事態法 など有事関連3法制定

外国から武力攻撃を受けた際の対処を定める

2004 国民保護法、米軍活動円滑化法など有事7法

※ 集団的自衛権

同盟国に対する攻撃を自国への攻撃とみなし、協力して防衛行動をとる権利

従来の政府見解……国連憲章では認められているが、日本国憲法では認められない



2014年7月 安倍晋三内閣が、**集団的自衛権**は憲法上も認められると閣議決定

2015年9月 安全保障関連法 成立

自衛隊法・PKO協力法・周辺事態法・武力攻撃事態法など10法を一括改正
集団的自衛権を行使可能にする

連日国会前で、学生団体・法曹団体らが主催する反対運動が展開された

【沖縄の基地問題】

日本の国土の 0.6 % でしかない沖縄に、在日米軍の 75 % が集中

嘉手納基地……アジア最大の米空軍基地

普天間基地（宜野湾市）……周囲が住宅地で「世界一危険な基地」とも

1995 米兵 3 人が 12 歳女子小学生を拉致・集団強姦（強姦致傷・逮捕監禁事件）



日米地位協定により、被疑者が米兵の場合、その身柄が米側の手中にある時は、日本捜査当局は、逮捕状が発付されても、起訴前には逮捕状を執行できない。

→ 県民による 8 万人超の抗議集会

1997 普天間基地の移設先を「名護市辺野古のキャンプ・シュワブ」の沖合とする計画 → 埋め立て工法などで環境問題からも反対運動（珊瑚、ジュゴンなど）

2004 沖縄国際大学に普天間基地所属の米軍ヘリ墜落 → 3 万人の抗議集会
普天間基地の辺野古移転問題は、政権交代などもあり紆余曲折

2012 第 2 次安倍内閣……辺野古移転を推進



2014 沖縄県知事に翁長雄志が当選

同年末の衆院選では、沖縄の 4 小選挙区とも辺野古移転反対派が当選

2015 年現在、翁長知事は、工事差し止め請求などで国と対決姿勢を続けている（→ 2018 年、翁長知事死去後、当選した玉城デニー知事も）